

神奈川県 相談支援専門員 人材育成ビジョン(Ver.2)



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

目次

- 1 はじめに
- 2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的
- 3 神奈川県で求められる相談支援専門員像
- 4 相談支援専門員に必要な力

(参考資料)

(用語解説)

1 はじめに

- ◆ 神奈川県では、これまで県、横浜市、川崎市の3か所で、相談支援専門員の養成研修を実施し、相談支援を担う人材養成に取り組んできました。
- ◆ 平成24年4月の障害者自立支援法等の一部改正により、相談支援の充実が図られ、障害福祉サービス等を利用するすべての障害児者にサービス等利用計画（以下、計画）の作成が必要となり、計画作成については、量的拡大のみならず、質的な向上が喫緊の課題となっています。そのためには計画を作成する相談支援専門員の人数が確保され、作成される計画の質的な担保とともに相談支援専門員の業務の標準化が必要となっています。
- ◆ また、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、平成30年度報酬改定では相談支援体制の充実・強化に向けた国の方向性が示されています。そして、2020年度以降に相談支援従事者研修のカリキュラムの改定（実施時間・内容の充実）が予定され、その役割は益々期待されています。
- ◆ これまで神奈川県障害者自立支援協議会の研修企画部会では、相談支援従事者研修の実施方法に加え、相談支援の提供体制整備について検討を進めてきました。その過程において、相談支援専門員一人ひとりが日々の実践の中で拠り所となる基盤（軸）が必要であること、また、どの研修の修了者であっても質の高い相談支援を行える人材を養成していけるよう、相談支援専門員の養成に関する目指すべき方向性を明確化し、共有していく取り組みが必要であると考えます。
- ◆ 今般こうした考えに基づき、平成27年3月に策定されました「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」の基本を維持しつつ、今後のキャリアアップのビジョンを示すべく改定を行いました。

2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的

- ① 相談支援専門員一人ひとりが、日々の実践の中で振り返る際の拠り所となる基盤（軸）となるものを提示します。
- ② 相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）の目指すべき方向性の明確化、共有化を図ります。
- ③ 市町村域で相談支援専門員の資質向上に向けた研修等を実施する際の方角性を示唆します。

3 神奈川県で求められる相談支援専門員像

- 相談支援専門員の役割及び責務は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」において示されていますが、その役割及び責務は、サービス等利用計画作成に関するものが中心であり、相談支援専門員としてどのような人材が求められるかは示されていません。
- 本ビジョンにおいては、神奈川県で求められる相談支援専門員像を次のとおり提示します。

※1 利用者の夢や希望、葛藤を含めて、一緒に考えていくかわりの中で
利用者との信頼関係を築き、地域で安心して生活が送れるよう、利用者
を中心とした支援を行い、地域を基盤としたソーシャルワーカーとして、
そのためのネットワークや地域づくりの働きかけができる人材

- ※1 相談支援専門員の基本姿勢（スタンス）
- ※2 相談支援専門員の目的
- ※3 相談支援専門員がやるべきこと



4 相談支援専門員に必要な力(1)

大切なこと(価値)

相談支援専門員は、障害の有無にかかわらず全ての人の尊厳を認め、利用者の意思や主体性を尊重し、夢や希望の実現に向けて、利用者及び家族と信頼関係を築く力が求められます。

また、相談支援専門員は、利用者との関係において、人として平等であっても、福祉サービスを利用する立場にあることで期待と同時に不安を抱えていることを理解しなくてはなりません。その上で、利用者が人として尊厳を持ち、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう、エンパワメントに着目し、利用者を取り巻く人間関係、社会環境を調整していくことが必要です。

- 利用者の想いを理解し、受けとめる姿勢（信頼関係の構築）
- 利用者の主体性の尊重
- 利用者の権利・尊厳の尊重（権利擁護）
- エンパワメントに着目した支援の構築
- 意思決定への支援（意思決定支援）
- プライバシーの保護（守秘義務）
- 中立性、公平性の保持

4 相談支援専門員に必要な力(2)

知識・技術

相談支援専門員は、法制度や福祉サービスについての正しい理解と知識を持ち、様々な地域資源の情報を有していることが必要です。また、相談支援に関する専門知識の習得及び技術の向上に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者と個別のニーズや地域の実情に即して創意工夫しながら連携を図り、利用者が地域で安心して生活が送れるよう支援を行っていくことが求められます。

- 利用者の生活のしづらさの理解（障害特性の理解）
- 法制度、福祉サービス及び意思決定支援の知識
- ケアマネジメントプロセスの基本的理解
- 対人援助技術（コミュニケーション技術）
- チームアプローチ（関係を作る力）
- 支援ネットワークの形成力（コミュニティワーク）
- 地域の社会資源に関する情報収集力

4 相談支援専門員に必要な力(3)

実践

相談支援専門員は、相談支援従事者研修等で身につけた知識や技術を実践に活かしていくことが求められます。実践する力は、支援が効果的に行われたか（結果）、支援が適切に行われているか（方法・手段）、支援がいかなる理解に基づいて行われているか（理解）といった視点で自身の支援を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことで身につけていきます。

また、実践場面では利用者と相談支援専門員の心は連動して揺れ動いています。互いに影響しあいながら支援が展開されるため、自己が出現しやすく、時には利用者の感情に巻き込まれてしまい、自分の内面の葛藤に苦しむこともあります。そのため、専門職として自分の心の揺れ具合を素直に見つめ、抱んでおくことや、相談支援専門員が孤立し、一人で抱え込まないよう相談支援専門員間の連携体制の確保も欠かせません。

- アセスメント力
- ニーズを理解する力（支援の見立て）
- チームで協働する力
- ストレングスアプローチ
- グループスーパービジョン
- 事例検討
- 自己コントロール

相談支援専門員に必要な力の循環・成長イメージ図

神奈川県が求める
相談支援専門員



「知識・技術」と
「実践」の融合

相談支援の実践

主任相談支援専門員研修

障害ケアマネ指導者養成研修

相談支援従事者現任研修

知識・技術

相談支援従事者初任者研修

相談支援従事者プレ研修

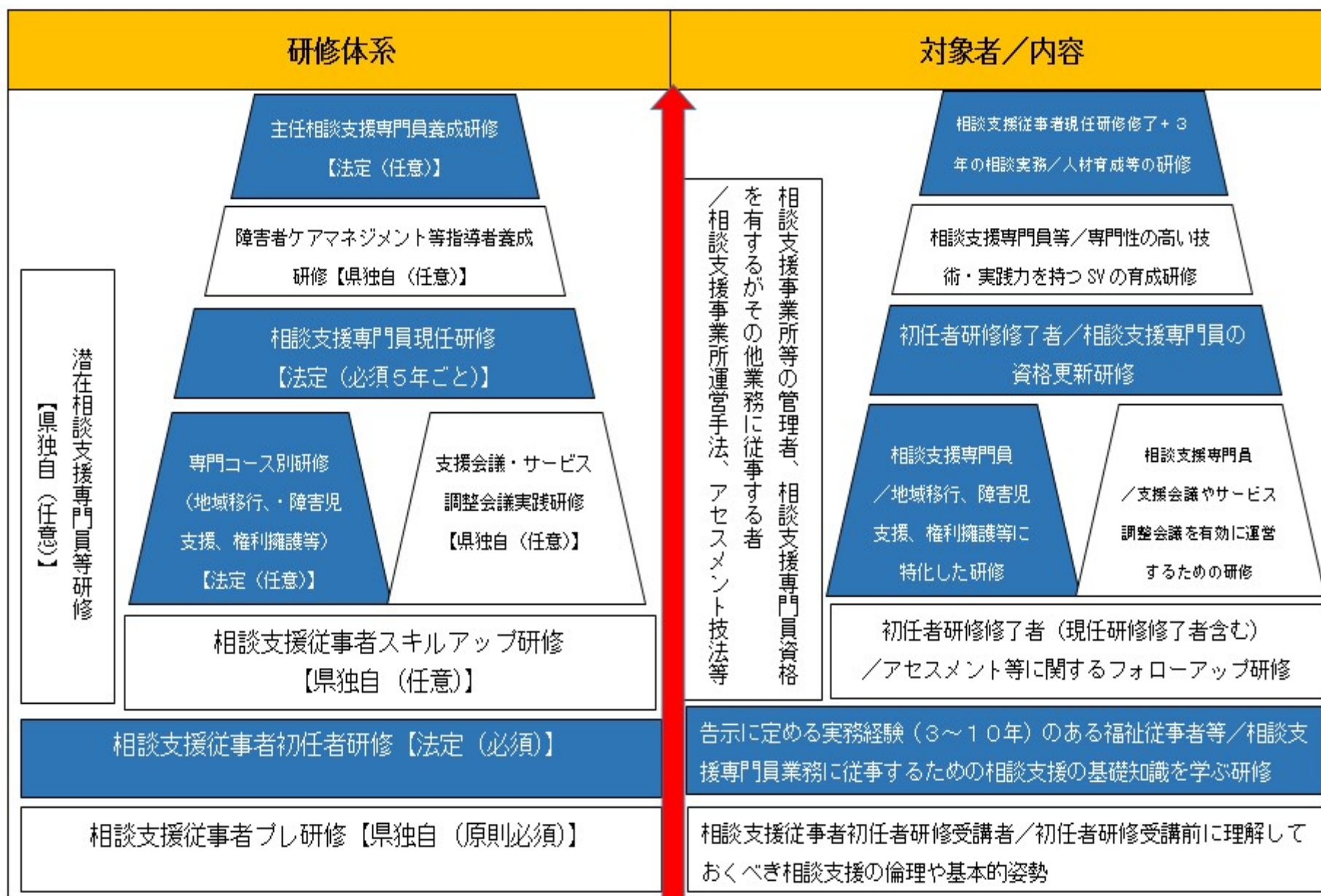
相談支援スキルアップ研修
支援会議・サービス調整会議実践研修
専門コース別研修

相談支援
実践の入口

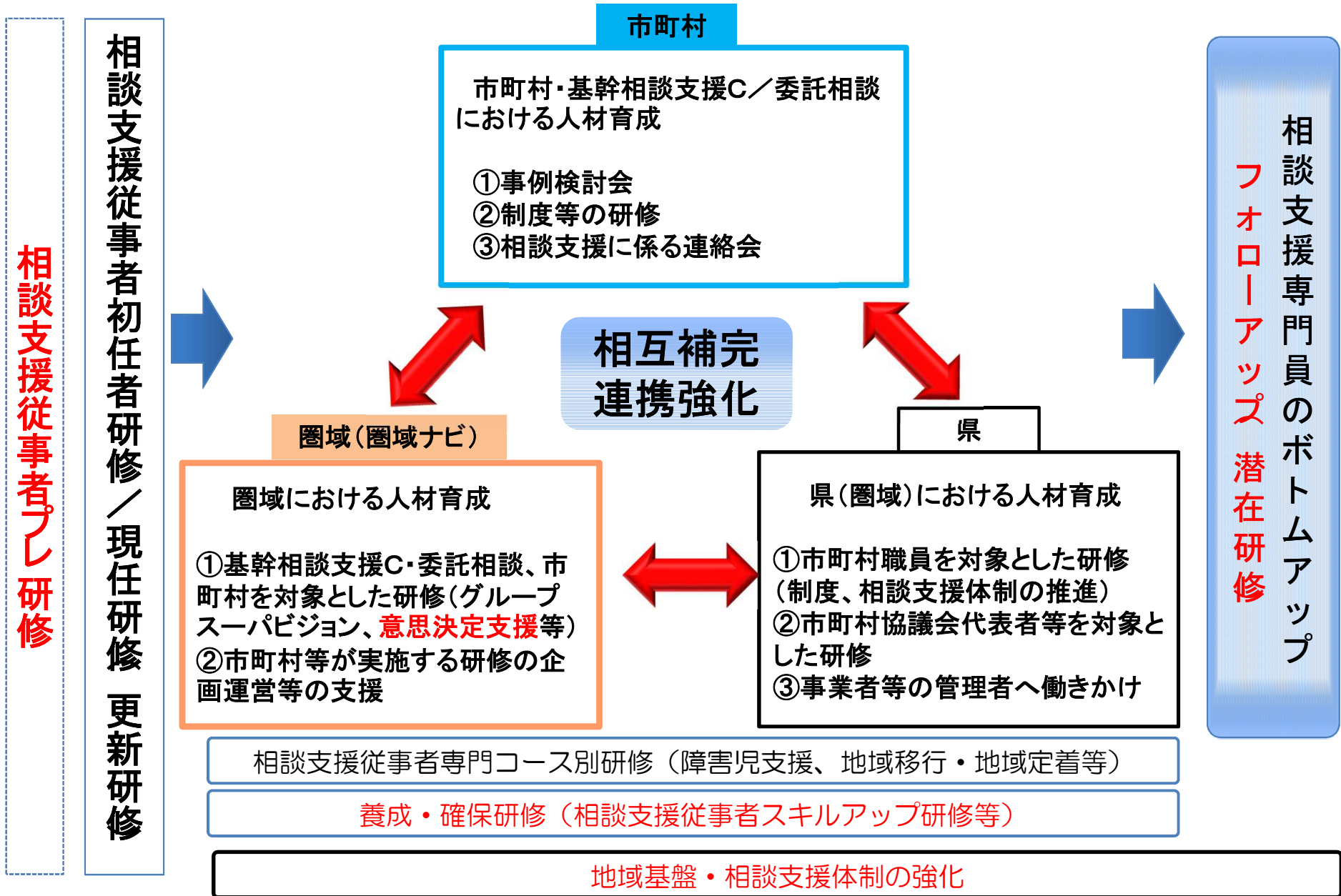
実践の振り返り

相談支援専門員として大切なこと（倫理・価値）

相談支援専門員のキャリアアップに伴う研修受講イメージ図



相談支援体制の推進に向けた人材育成(役割・機能)イメージ図



参考資料

※ 障害福祉に携わる従事者のほか、保健・医療・高齢者福祉等分野の専門職の方々に
対しても障害福祉の法制度等の共有化を図るために国資料等を掲載しております。

障害者ケアガイドライン(一部抜粋)

平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者ケアマネジメントとは

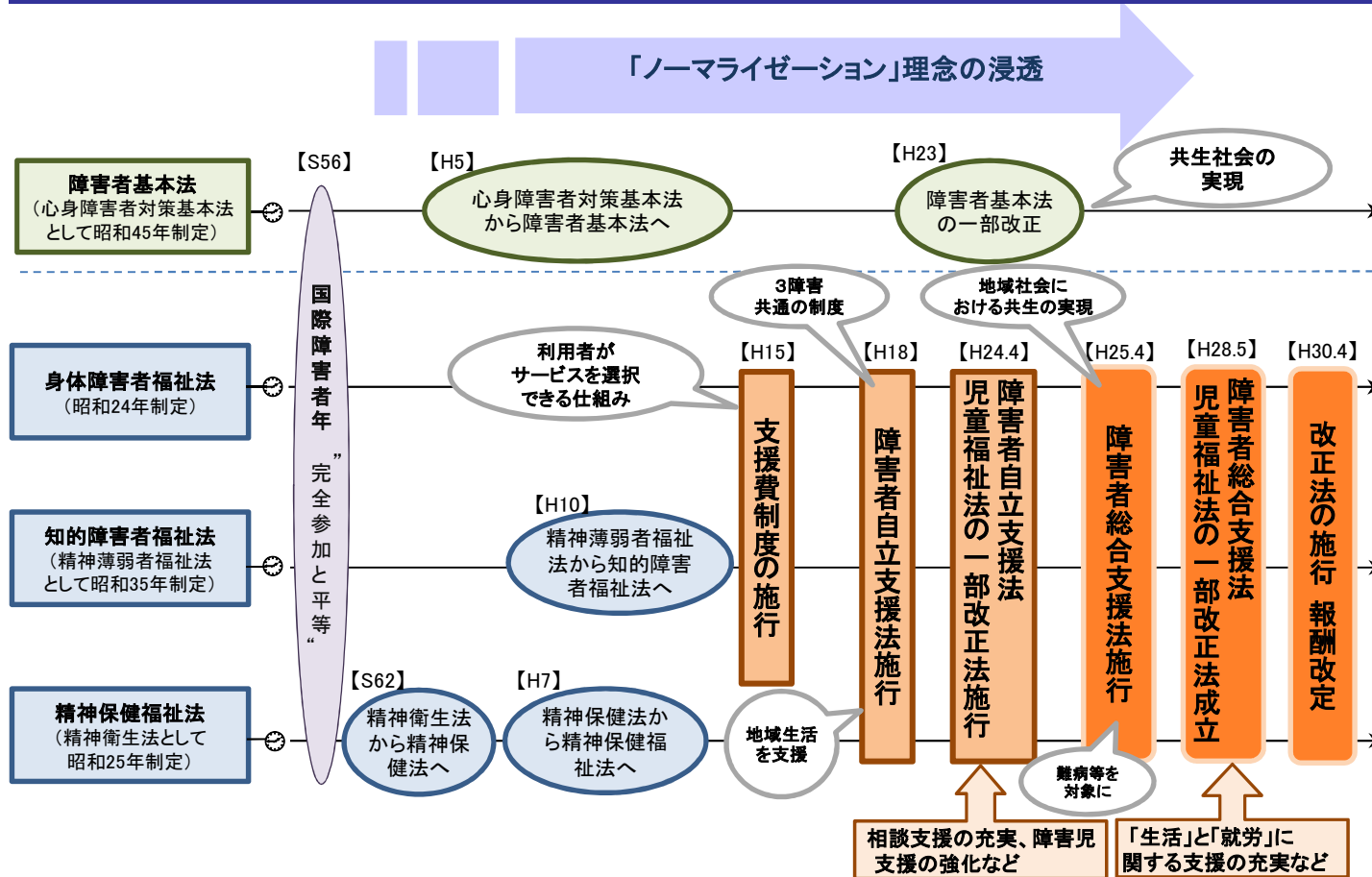
- ① 障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、
- ② そのニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、
- ③ 複数のニーズを適切に結びつけ調整を図るとともに、
- ④ 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、
- ⑤ さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

- ① 信頼関係を形成する力
- ② 専門的面接技術
- ③ ニーズを探し出すアセスメント力
- ④ サービスの知識や体験的理解力
- ⑤ 社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢
- ⑥ 支援ネットワークの形成力

障害者ケアガイドライン掲載URL <http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html>

障害保健福祉施策の歴史



相談支援に関する平成20年当時の議論（平成20年12月16日社会保障審議会障害者部会（報告）資料より一部編集）

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
 - ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
 - ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
 - サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
 - 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
 - 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
 - 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

障害者自立支援法改正(H24.4)について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化]
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

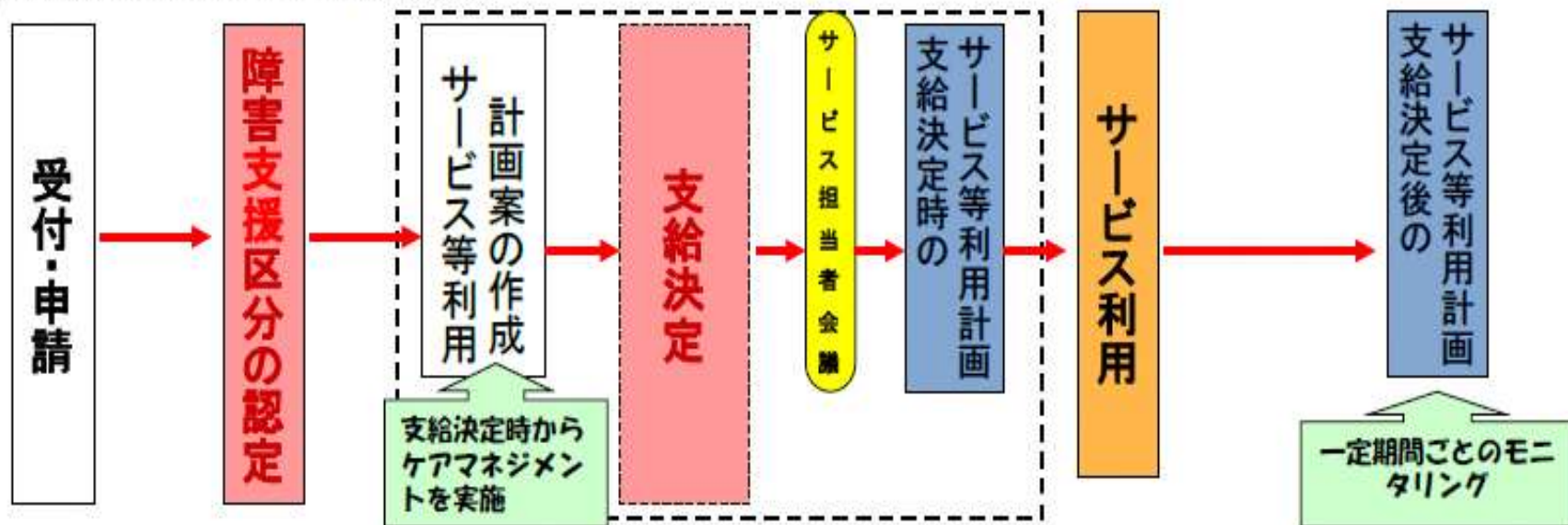
平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

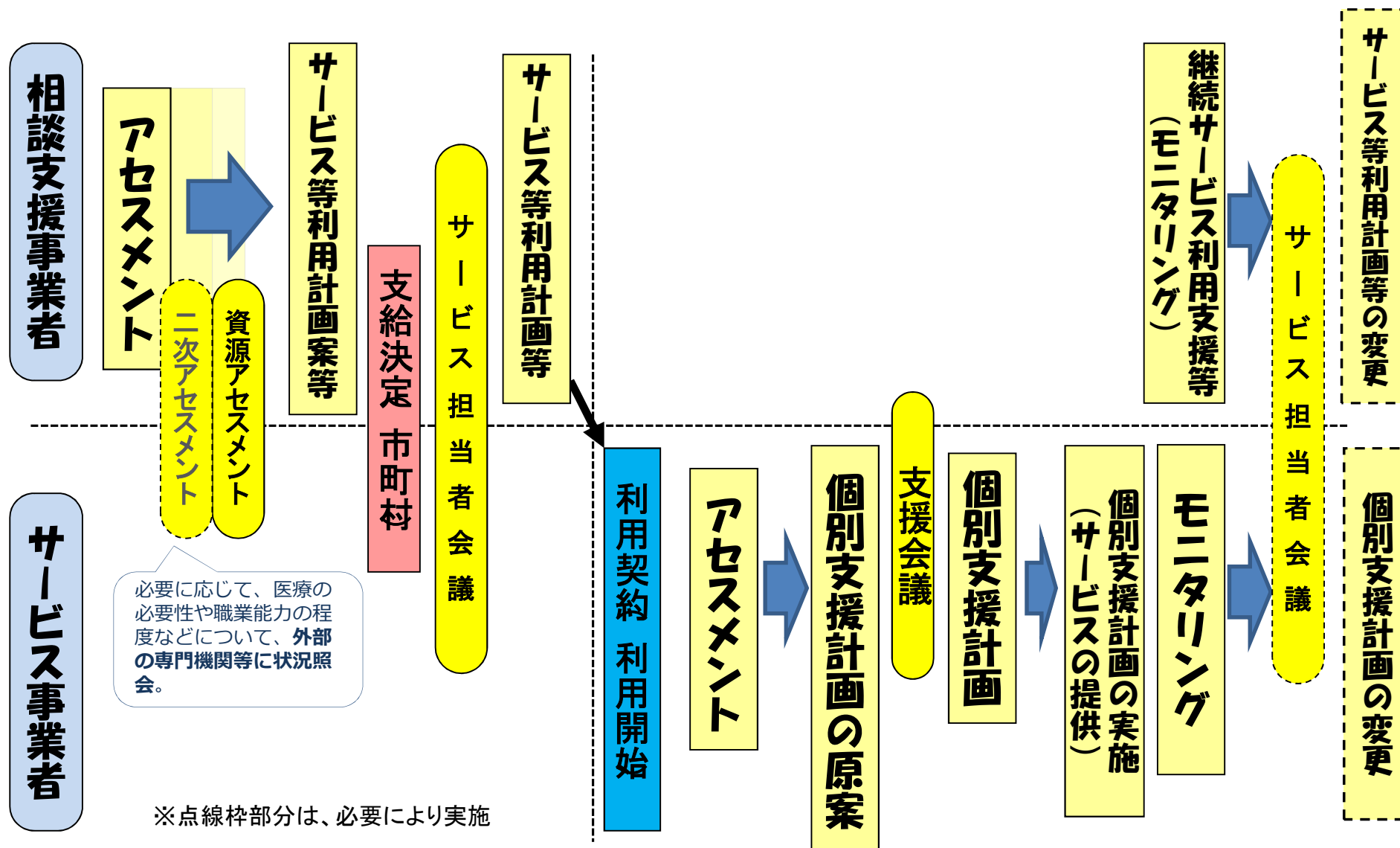
(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

支給決定プロセスの見直し等

- 法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児利用支援計画の作成対象外。
- 法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係

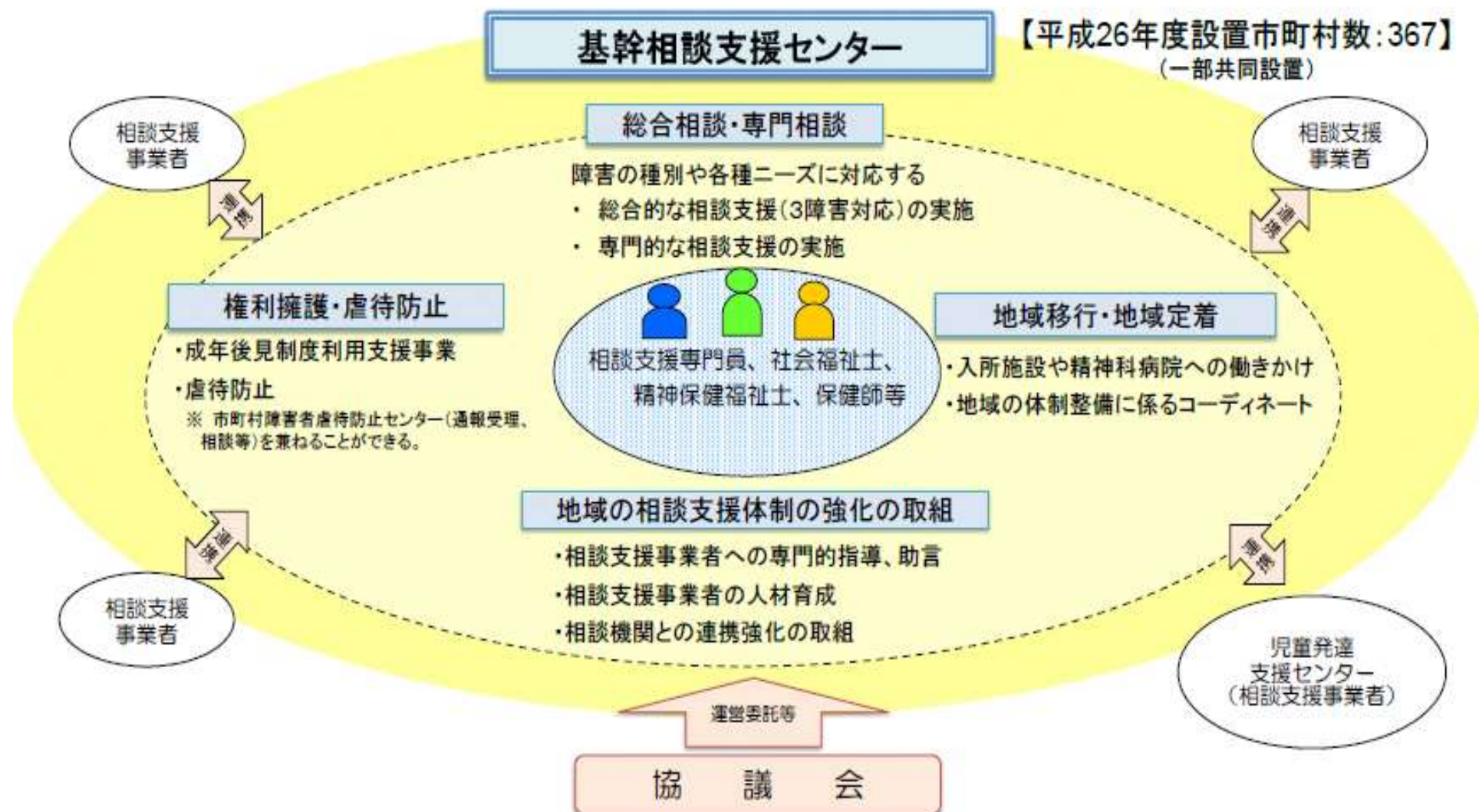


基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員の資格を有するには、次の1及び2の要件を両方とも満たすことが必要です。

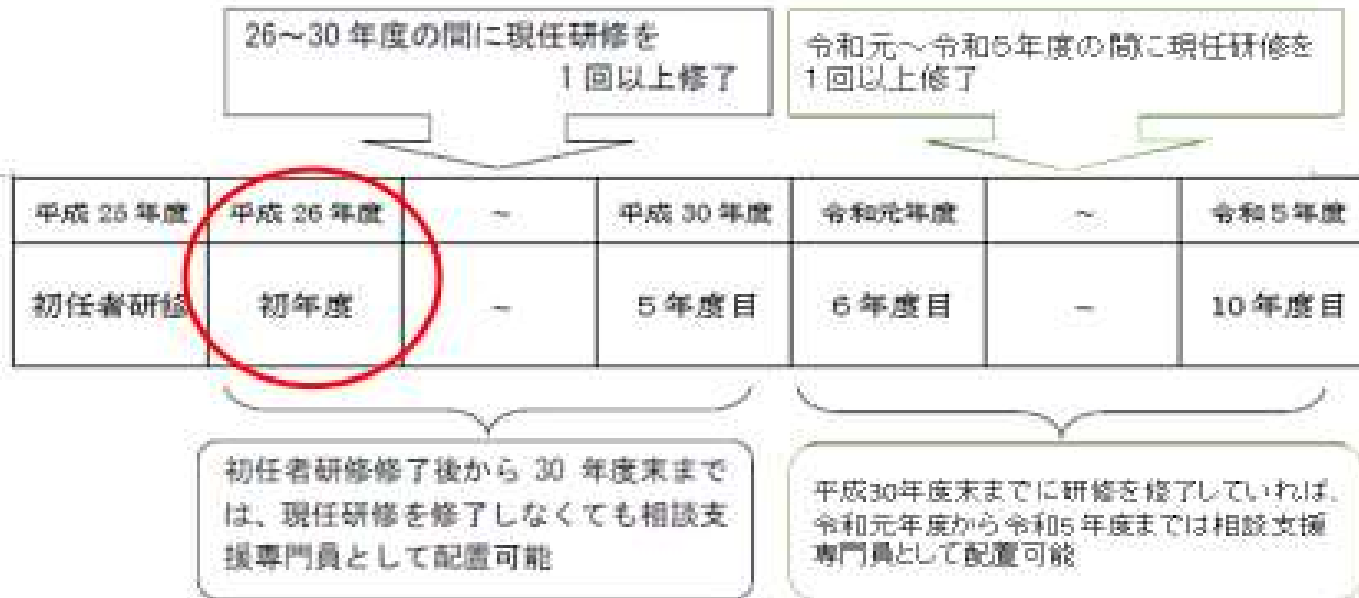
1 必要な実務経験を満たしていること

実務経験の対象となる業務や年数については、平成24年3月30日厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。

2 研修の受講要件を満たしていること

平成18年度以降、相談支援従事者初任者研修(もしくは追加研修)を修了しており、その翌年度から相談支援従事者現任研修を5年度毎に1回以上受講修了していることが必要です。

<平成25年度に初任者研修を修了している場合>



計画相談支援等に係る新通知の概要

第一 本通知の目的・第二 用語の定義

- 計画相談支援等に係る平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における見直し内容等を改めて示すとともに、
 - ・ 地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性
 - ・ そのために必要となる各自治体での取組みを示す。

第三 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

1. 計画相談支援等の現状と課題

- (1) 計画相談支援等の現状 → サービス等利用計画等の提出の義務化により量的整備は進む。
- (2) 計画相談支援等の課題
 - 1) 一律なモニタリング期間の設定
 - 2) 相談支援専門員の対応件数にバラツキがあり、一部の事業所に利用者が集中して丁寧な対応が困難
 - 3) 基本報酬が支援の質に応じた評価になっていない
 - 4) 1名配置、兼務の相談支援専門員のみで事業所が大多数で公正中立性が担保されない。
 - 5) 独立採算が困難

2. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 改定の趣旨 ⇒ 1の課題を踏まえ、(2)～(7)の見直しを実施
- (2) モニタリング実施標準期間の見直し
- (3) 相談支援専門員1人当たりの標準担当件数の設定
- (4) 計画相談支援の基本報酬の見直し
- (5) 特定事業所加算の評価の見直し
- (6) 質の高い支援と専門性を評価する加算の創設
- (7) 地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所を評価する加算の創設

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- ・ 報酬改定を踏まえた各相談支援事業所による質の向上だけでなく、自治体を中心とした地域の相談支援体制を充実・強化するさらなる取組が必要
- ・ そのための前提として、各主体(相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会)の果たすべき役割と将来的に目指すべき姿を整理

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
 - (2) 適切なモニタリング等の推進
 - 1) 標準期間よりも頻回なモニタリング期間の設定
 - 2) サービス提供事業所から相談支援事業所へのサービス利用状況の報告
 - 3) モニタリング結果の市町村への報告、市町村による検証
 - (3) セルフプランについて(従前の方針を踏まえた対応)
 - 1) 相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無の把握
 - 2) 体制不十分のためセルフ作成者が多い場合は体制整備の計画作成
 - 3) 一定数のセルフプランの内容検証、専門的見地からの助言等
- ※(2)、(3)の各取組みを実施する際の具体的な手続き等は、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会で設定することが望ましい。
※各自治体の取り組み状況等について、今後フォローアップを行う予定。

※引用資料:厚生労働省「計画相談等に係る平成30年度報酬改定の内容及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(平成30年3月30日)」

用語解説(1)

相談支援従事者 研修	<p>障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とし、「相談支援従事者研修事業実施要綱」に基づいて実施するもの。</p> <p>①相談支援事業に従事しようとする者に対して相談支援従事者初任者研修、②一定の経験を有する者に対して相談支援従事者現任研修、③上記②の対象者に対する専門コース別研修がそれぞれの研修カリキュラムに従い実施される。</p>
エンパワメント	<p>個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことである。</p>
ストレングス	<p>利用者の持っている「強さ」(能力・意欲・自信・志向・資源など)。利用者の「強さ」に焦点をあてて支援(働きかけ)していくことにより、利用者自ら問題を解決していく力を高めることにつながる。</p>
個別(対人)援助 技術	<p>社会福祉固有の援助技術の一つ。問題解決のために、社会資源を活用するなどサービスを提供する形をとり、こうした援助を円滑に展開するための専門的な技術。個別(対人)援助技術においては、言語的・非言語的コミュニケーションの両方が積極的に用いられる。</p>

用語解説(2)

グループスーパー ビジョン	スーパービジョンの手法の一つで、複数名で行うもの。スーパーバイザーが、支援者であるスーパーバイザーから、担当している事例の内容、支援方法について報告を受け、それに基づきスーパーバイザーに適切な助言・指導を行うこと。機能として、①管理的機能、②教育的機能、③支持的機能の三つが挙げられる。
事例検討	日常の介護・支援を意識化して「事例」として取り上げ、「検討」を加えることにより、支援者の支援技術を高めようとするもの。日常の何気ない介護・支援の中の驚きや気づきを検討することに独自の価値がある。
アセスメント	事前評価、初期評価。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために支援活動に先だって行われる手続きをいう。
モニタリング	ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスが十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。
(自立支援) 協議会	障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。地方公共団体が単独又は共同で設置する。

用語解説(3)

ソーシャルワーク	ソーシャルワークは、人間の行動と社会参加システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。
意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

平成26年度神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会 相談支援従事者人材育成ワーキング(かながわワーキング)名簿

所 属	氏 名	備 考
特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 理事長	富 岡 貴 生	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室長	岡 西 博 一	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係	山 脇 知 恵	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター総合相談室担当係長	飯 塚 英 里	横浜市障害者自立支援 協議会人材育成部会
川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援係	川 上 賢 太	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 れいんぼう川崎在宅支援室	浦 田 健 司	川崎市地域自立支援協議会 研修部会
相模原市健康福祉局福祉部障害政策課	金 井 理 代	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 相模原市基幹相談支援センター	小 林 麻 衣 子	相模原市障害者自立支援協 議会相談支援技術向上部会
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	福 田 桂 子	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員

事務局

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

平成30年度神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会
神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン改訂ワーキング名簿

所属	氏名	備考
社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園長	高橋英行	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーション センター 特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネット ワーク えぽナビ	田中秀巳	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援・療育係	横地厚	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員

事務局

神奈川県福祉こどもみらい局福祉部障害福祉課

神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン

平成27年3月

令和元年7月 改訂

作成：神奈川県障害者自立支援協議会
(事務局)神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話：045-210-1111(内線4713)
FAX：045-201-2051
